

〇つくば市建築物駐車施設附置条例

昭和63年12月28日

条例第136号

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条、第20条の2及び第20条の3の規定に基づき、駐車場整備地区内の建築物又は建築物の敷地内における駐車施設の附置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「駐車場整備地区」とは、法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (2) 「特定用途」、「特定部分」及び「駐車施設」とは、それぞれ法第20条第1項に規定する特定用途、特定部分及び駐車施設をいう。
- (3) 「非特定用途」とは、特定用途以外の用途をいい、「非特定部分」とは、建築物の非特定用途に供する部分をいう。

(平5条例12・平9条例42・一部改正)

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 駐車場整備地区内において、特定部分(駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。)の床面積と非特定部分(駐車施設の用途に供する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計面積(以下「合計面積」という。)が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、特定部分の床面積を200平方メートルで除して得た数値と非特定部分の床面積を450平方メートルで除して得た数値とを合計して得た数値の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場整備地区内において、延べ面積が6,000平方メートルに満たない建築物を新築しようとする者は、前項の規定により算出した

附置すべき駐車施設の台数の数値に次の算式により得た数値を乗じて得た数値の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地に附置しなければならない。

$$1 - \frac{(1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}))}{(6,000 \text{ 平方メートル} \times \text{合計面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積})}$$

(平5条例12・平9条例42・一部改正)

(大規模な事務所の特例に係る大規模逡減)

第4条 前条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(平5条例12・全改)

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 駐車場整備地区内において、建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で当該用途の変更により特定部分の床面積が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(平5条例12・一部改正)

(駐車施設の規模)

第6条 前3条の規定により附置する駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の

規模を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければならない。ただし、特殊の装置を用いる駐車施設で自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるのと市長が認めるものについては、この限りでない。

(平9条例42・一部改正)

(建築物が地区の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区及びこれら以外の地域にわたるときは、駐車場整備地区の地域内に当該建築物があるものとみなす。

(附置の特例)

第8条 第3条から第5条までの規定に基づき駐車施設を附置すべき者は、これらの規定にかかわらず、建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物からおおむね500メートル以内の場所に駐車施設を設置することができる。この場合において、当該駐車施設は、これらの規定により附置されたものとみなす。

2 前項の規定により駐車施設を附置しようとする者は、あらかじめ当該駐車施設の位置、規模等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(平5条例12・一部改正)

(届出)

第9条 第3条から第5条まで及び前条の規定により駐車施設を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところに従い当該駐車施設の位置、規模等について、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用の除外)

第10条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物の新築又は増築については、この条例の規定は適用しない。

- 2 駐車場整備地区内において、規則で定める非特定建築物を新築し、又は増築しようとする者については、第3条の規定は適用しない。

(駐車施設の維持管理)

第11条 第3条から第5条まで及び第8条の規定により駐車施設を附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を常時その目的に適合するように維持管理しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第3条から第6条までの規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて駐車施設の附置、設置又は原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による措置命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第13条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第8条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(平5条例12・一部改正)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和64年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 駐車場整備地区において、この条例施行の日から起算して6月以内に建築物の新築若しくは増築又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替の工事に着手した者については、第3条から第5条までの規定は、適用しない。

3 この条例施行の後新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築若しくは増築又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替の工事に着手した者については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、指定前の例による。

附 則(平成5年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築若しくは増築又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替の工事に着手した者については、この条例による改正後のつくば市建築物駐車施設附置条例第3条から第5条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

